

会 議 要 旨	
◎会 議 名	第 1 2 回 合 志 市 中 小 企 業 等 活 性 化 会 議
◎開 催 日 時	平 成 2 5 年 5 月 2 9 日 (水) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0
◎場 所	合 志 市 役 所 合 志 庁 舎 3 階 執 行 部 控 室
◎出 席 委 員	上 林 会 長 ・ 池 永 委 員 ・ 亀 井 委 員 ・ 松 岡 委 員 ・ 松 岡 委 員 ・ 穴 井 委 員 永 沼 委 員 ・ 小 山 委 員 ・ 坂 井 委 員 ・ 島 田 委 員 ・ 濱 田 委 員 ・ 齊 藤 委 員
◎欠 席 委 員	四 方 田 委 員 ・ 緒 方 委 員 ・ 出 家 委 員
◎出 席 者	《 事 務 局 》 古 荘 課 長 ・ 三 小 田 課 長 補 佐 ・ 坂 井 主 幹
◎議 題	1) 住 宅 リ フォ ー ム 助 成 制 度 に つ い て 2) 意 見 交 換

【開 会】 事務局

【会 長 挨 拶】

昨今は株価の変動が激しく、景気好転に予断を許さない状況にあります。世間ではアベノミクスと言われていましてとおり、政府は公的資金等の投入により景気を下支えし、景気回復に努めているところです。我々も、この流れを活用して景気好転に向けて日々努めていくべきと考えます。

合志市においては、荒木市長の就任以降、「稼げる市」の実現に向けた条例等の制定、並びに、各種施策の施行等、スピード感溢れる行政運営がなされております。行政、市民、商工会、企業等が一体となり、合志市からアベノミクスならぬ、「アラキノミクス」を発信していきたいところです。

本日の会議につきまして、最後まで宜しくお願いいたします。

(事務局)

～住宅リフォーム助成制度について説明～

- ・ 対象工事を実施できる事業者は、実施規則第6条（事業者の登録）に規定されています。合志市内の事業者を基本とします。
- ・ 登録を受ける事業者が法人登記されている場合は登記簿謄本の写しで確認します。
- ・ 登録を受ける事業者が、個人、並びに、合志市内に営業所等を構えているが、法人登記されていない場合は事務所の写真（外観、内部）等を提出することで、確認に変えさせていただきます。
- ・ 本住宅リフォーム助成制度で交付する商品券の有効期間は、実施規則第17条（有効期間）に規定されているとおり、年度の3月31日までとなります。
- ・ 本住宅リフォーム助成制度の経済効果は、経済効果算出ソフトを活用した結果、事業費

600万円に対して1億数千万円という結果が出ております。

(委員)

- ・ 事業者向け講習会の内容はどのようなものでしょうか（実施規則第6条第1項3号）。

(事務局)

- ・ 本住宅リフォーム助成制度の概要説明、並びに、事業者と市民（顧客）のトラブル防止の注意喚起を実施します。

(委員)

- ・ 事業者の法人登記の有無は、事業者の登録（実施規則第6条）の要件とはならないのでしょうか。

(事務局)

- ・ 法人登記の有無は、事業者の登録要件とはしておりません。

(委員)

- ・ 本住宅リフォーム制度に限って市外の事業者が一時的に合志市内に進出する場合は、事業者の登録を受けることは出来るのでしょうか。

(委員)

- ・ 合志市内で頑張っている事業者を対象に登録する制度が必要と思います。例えば、過去3年間等の法人税の納付実績等を事業者の登録要件に追加することも検討してみてもどうでしょうか。

(事務局)

- ・ 本住宅リフォーム助成制度でそのような要件を設けると、合志市内の事業者が域外に進出しにくいという懸念があります。域外の各種制度等への参画に支障が生じないでしょうか。

(委員)

- ・ 先ほどの意見は、本住宅リフォーム助成制度を活用する目的のみのために域外から合志市内に一時的に進出してくる事業者への対応策についての意見です。

(事務局)

- ・ 了解しました。事務局にて対応を検討します。

(委員)

- ・ 通常500万円以下のリフォーム業務については、業者登録の義務はありません。その点で、新規参入が可能な業界でもあり、悪質なリフォーム業者の存在も懸念されます。

(事務局)

- ・ 事業者向け講習会等での指導や事業者の登録時に厳しく精査していくつもりです。

(委員)

- ・ 実施規則第6条については、事務局案で悪質なりフォーム業者等を排除し、本来の目的が達成できると思いますが如何でしょうか。

(委員)

- ・ 異議なし。

(委員)

- ・ 商工会館で実施する住宅リフォーム制度に関する説明会は実施規則第6条第1項3号の講習会に該当しますか。

(事務局)

- ・ 該当します。

(委員)

- ・ 事業者向け講習会（実施規則第6条第1項3号）を複数回開催してください。

(事務局)

- ・ トラブル防止の観点からも複数回の開催を予定しております。

(委員)

- ・ 市と商工会が連携して、例えば毎月1回の講習会開催等について検討してみてもどうでしょうか。

(事務局)

- ・ 商工会と調整しながら対応していきたいと思います。

(委員)

- ・ 本住宅リフォーム制度の成果については、どのように経済効果等の成果を検証されるのでしょうか。例えば3年間執行した後に、成果を検証するのでしょうか。また、本住宅リフォーム助成制度によって固定資産税の増加等が考えられます。業者向けの講習会及び市民からの相談に対して、固定資産税増加の可能性等についても説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 予算執行が単年度主義ですので、現時点で3年間は継続する事業ということはいえません。執行した事業の成果検証は必要と考えております。今年度の申請状況や市民・事業者等のお声を分析しながら、必要であれば、来年度も継続事業とさせていただきたいと考えております。

(委員)

- ・ 必要な施策は継続していくことが望ましいと思います。本住宅リフォーム制度については、実施規則等も制定し、経済効果も見込めると思いますので、事務局は継続事業となるよう働きかけていただきたいと思います。

(事務局)

- ・ 了解しました。

(事務局)

- ・ 合志市住宅リフォーム助成商品券取扱店要綱についてご説明します。

(事務局)

- ・ 取扱店の登録、並びに、商品券の換金申請については合志市商工会が窓口となり、事務手続きを代行いたします（取扱店要綱第2条）。
- ・ 取扱店の登録申請は、①市内に店舗等を有する事業者、又は、②商工会会員のいずれかに該当する者で市長の登録を受けたものを対象とします（取扱店要綱第3条第1項）。
- ・ 取扱店の登録有効期間は登録日の属する年度の3月31日までとします（取扱店要綱第3条第4項）。
- ・ 取扱店の取り消し用件の中でも、特に①商品券の現金化、並びに、②取扱店の故意による不正使用（商品券の使い回し等）には注意を払いたいと思います（取扱店要綱第4条）。

(委員)

- ・ 市民が商品券を活用する環境整備のために、商品券取扱店の周知広報に力を入れるべきと思います。
- ・ どの業種も商品券取扱店になりえるのでしょうか。

(事務局)

- ・ 取扱店要綱第3条に規定されていますように、業種の制限はありません。

(委員)

- ・ 商品券の1枚あたりの金額はいくらを想定しているのでしょうか。

(事務局)

- ・ 商品券は、一枚あたり1,000円を想定しています。

(委員)

- ・ 商品券で買い物をした際に、おつりはもらえるのでしょうか。

(事務局)

- ・ 商品券を活用された際に生じるおつりは、貰えません。

(委員)

- ・ 住宅リフォーム助成商品券補助金交付申請書（様式第3号）の記載方法で、口座記載ミスが予想されます。様式第3号に併せて、通帳の写しも添付してもらってはいかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 事前に口座登録が必要ですので、様式第1号の添付書類として通帳の写しをお願いすることで対応させていただきます。

(委員)

- ・ 本住宅リフォーム助成制度で交付される商品券の適用範囲はどこまででしょうか。

(事務局)

- ・ 食料品やクリーニング、ガソリン代等、種々のものに対して利用可能と考えております。

(委員)

- ・ 病院や介護施設での利用は可能でしょうか。

(事務局)

- ・ 想定しておりません。商品券の裏面に利用条件を記載する予定です。また、利用可能な取扱店等の一覧表を用意する予定です。

(委員長)

中小企業振興に関する情報の取りまとめや提供については、行政の協力がなくては難しいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日はお忙しい中ありがとうございました。これで会議を終了します。